

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	阿久根市 地方税法における個人住民税関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿久根市は、地方税法における個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

阿久根市長

## 公表日

令和6年3月5日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法における個人住民税関係事務
②事務の概要	<p>地方税法等の規定に則り、住民・税務署から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書等により住民税額を計算し賦課を行っている。また、住民からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書の発行を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。</p> <p>①課税対象者情報の確認            ②納税義務者等の各種申告資料の受領及び内容の確認            ③配偶者・被扶養者情報の確認            ④税額の決定及び納税の通知            ⑤コンビニ交付に関する事務</p>
③システムの名称	個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、コンビニ交付システム、自治体基盤クラウドシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 阿久根市個人番号の利用等に関する条例(番号法第9条第2項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第19条第8号,第9号,第11号 別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち,第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項)</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第14条,第16条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第27条,第28条,第31条,第31条の2,第31条の3,第32条,第33条,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の2,第45条,第47条,第49条,第49条の2,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条,第59条の2の2,第59条の2の3,第59条の3,第59条の4</p> <p>③阿久根市個人番号の利用等に関する条例別表第2及び別表第3 別表第2: 右欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,5) 別表第3: 第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2)</p> <p>(情報照会事務)</p> <p>①番号法第19条第8号 別表第二 27項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条 ③阿久根市個人番号の利用等に関する条例別表第2及び別表第3: なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿久根市情報公開・個人情報保護担当 899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地 問合せ先電話番号 0996-73-1211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿久根市情報公開・個人情報保護担当 899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地 問合せ先電話番号 0996-73-1211

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	②所属長	税務課長 川畑 宏之	税務課長 垂 義継	事後	
平成31年4月1日	②所属長	税務課長 垂 義継	税務課長	事後	新様式に対応
令和1年6月1日	IV リスク対策	-	9項目追加	事後	新様式に対応
令和3年8月23日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項	番号法第9条第1項 別表第一 16項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 阿久根市個人番号の利用等に関する条例(番号法第9条第2項)	事後	
令和3年8月23日	I-4-② 法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第9条第1項 別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,3 9,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71, 74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108, 113,114,115,116,117,120の項 (情報照会事務) 番号法第9条第1項 別表第二 27項	(情報提供事務) ①番号法第19条第8号,第9号,第11号 別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち, 第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が 含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34, 35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,6 5,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114 ,115,116,117,120,121の項) ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第 7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第14条,第16 条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3, 第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3, 第25条,第26条の3,第27条,第28条,第31条,第31 条の2,第31条の3,第32条,第33条,第34条,第35条, 第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第43条,第 43条の3,第43条の4,第44条,第44条の2,第45条, 第47条,第49条,第49条の2,第51条,第53条,第54 条,第55条,第58条,第59条,第59条の2の2,第59条 の2の3,第59条の3,第59条の4 ③阿久根市個人番号の利用等に関する条例別 表第2及び別表第3 別表第2:右欄(特定個人情報)に「地方税関係 情報」が含まれる項(1,2,3,4,5) 別表第3:第4欄(特定個人情報)に「地方税関係 情報」が含まれる項(1,2)  (情報照会事務) ①番号法第19条第8号 別表第二 27項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第20条 ③阿久根市個人番号の利用等に関する条例別 表第2及び別表第3:なし	事前	令和3年9月1日に施行される 番号法の改正に伴う変更

